

内閣府政策統括官（防災担当）

被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領

被災者援護協力団体の登録申請に係る事務取扱要領を、以下のとおり定める。

（概要）

第1

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）の「被災者援護協力団体」の登録制度は、被災者支援に当たるNPO等民間の支援団体を事前に登録しデータベース化することで、発災時における被災地方公共団体と登録団体との連携促進を図り、官民連携による円滑かつ効率的な被災者支援が行われるための環境整備を目的としている。また、単に団体を登録するのみならず、登録団体の活動内容や活動実績等の情報を、全国の地方公共団体等に対し広く共有することで、平時から、被災者支援にあたる連携体制づくりの後押しを図ることも併せて目的としている。

本事務取扱要領は、本制度を運用するにあたり、登録申請に係る書類の審査において、法に定める登録要件の適否を確認するための基準を定め、登録後の情報の公表等の取扱いの考え方を示し、また、登録被災者援護協力団体に対して求める報告又は資料の提出等について定めるとともに、団体に対する必要な業務の改善命令や登録の取消等の事務の取扱いを定めるものである。

（通則）

第2

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第33条の2第2項の規定に基づく被災者援護協力団体の登録の申請（以下「申請」という。）、法第33条の2第4項の規定に基づく登録、第33条の2第6項の規定に基づく変更の届出（以下「届出」という。）、災害対策基本法第33条の5の規定に基づく被災者援護協力業務の実施基準、法第33条の7の規定に基づく業務の休廃止、法第33条の8の規定に基づく改善命令、法第33条の9の規定に基づく登録の取消し、法第33条の10の規定に基づく報告又は資料の提出及び法第33条の11の規定に基づく登録簿等の公表に関しては、法又は登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（令和7年内閣府令第58号。以下「内閣府令」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（申請内容等に対する助言等）

第3

1. 内閣府（防災担当）は、登録の申請又は届出に関し相談を受けたときは、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の内容が、法令及び本要領に照らし適切なものとなるよう助言するものと

する。なお、助言にあつては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。

2. 内閣府（防災担当）は、申請団体に対し、申請書等の記載事項の事実関係や審査基準の妥当性を確認するために、内閣府（防災担当）から、審査に必要な範囲において、関係機関、地方公共団体又は有識者等に申請書等を共有し、意見を聞く場合があることについて、申請時に伝えるものとする。
3. 内閣府（防災担当）は、申請団体に対し、登録簿は、原則として公表されるものであることを申請時に伝えるものとする。
4. 内閣府（防災担当）は、申請団体に対して、申請書及び添付資料の記載事項は、以下の機関等（以下「被災者支援に当たる地方公共団体等」という。）に不開示情報を除いて開示される場合があることを申請時に伝えるものとする。
 - ① 関係行政機関
 - ② 災害対策基本法に基づく指定公共機関
 - ③ 地方公共団体と協定を締結した災害中間支援組織等であつて行政機関との委託等により情報の守秘義務のある組織

（申請書等の審査等）

第4

1. 内閣府（防災担当）は、申請団体から被災者援護協力団体への登録に関する申請書等が提出されたときは、当該申請書等について、内閣府令第4条に定める書類、別記様式及び添付書類に不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請団体に補正を求めることとする。
2. 内閣府（防災担当）は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から起算して原則として3か月以内に、本要領第6に定める審査基準により審査し、受理又は受理を拒否する処分をするものとする。
3. 内閣府（防災担当）は、審査の結果、法第33条の2第3項各号（以下「欠格要件」という。）に該当しないこと及び同条第4項の要件（以下「登録要件」という。）に適合していることを確認して申請書等を受理し、登録するものとする。
4. 申請書等により、欠格要件又は登録要件の適合・不適合が確認できない場合は、相当の期間を定めて、申請団体に資料の補正又は追加の資料を求めるものとする。相当の期間を経過しても申請書等が補正されないとき、追加の資料が提出されないとき、申請書等の記載事項の事実関係が確認できないとき又は要件を満たさないと認められるときは、速やかに行政手続法第7条の規定に沿って、申請書等の受理を拒否する処分（返戻等）を行うものとする。なお、内閣府（防災担

当)において申請書等の受理を拒否する処分をしたとしても、同じ申請団体からの再申請を拒否するものではない。

5. 内閣府(防災担当)が申請書等を審査する際には、申請書等が登録要件を満たすことを確認するために、関係行政機関に申請書等にかかる事実関係を照会することができるものとする。

(申請書等に係る事務処理方法)

第5

申請書等にかかる事務処理は、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当)において処理する。なお、申請書等を受理する前に、内閣府(防災担当)が指定するシステム等を用いて、書類の形式的な確認を行うことができるものとする。

(審査基準)

第6

登録の適否の判断に当たっては、法に定める欠格要件及び登録要件、内閣府令の規定、本取扱要領の審査基準、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当)が別に定める「被災者援護協力団体登録制度の運用細則(以下「運用細則」という。)」並びに「登録申請要領」により行うものとする。本取扱要領の審査基準、運用細則及び登録申請要領は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱う。審査基準は、必要に応じて有識者の意見を聞いて、改定することができるものとする。

ア) 法第33条の2第3項ホ関係

法第33条の2第3項第2号ホにおける委任に基づき内閣府令第6条で定める「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当又は非該当の判断は、申請団体から提出される法に定める欠格要件に該当しない旨の誓約書を確認することで行うものとする。

イ) 法第33条の2第4項1号関係

- ① 法第33条の2第4項1号の「必要な機材その他の物資」に係る基準は、同項第2号ロに定める「業務方法書その他の文書」の内容と整合するものとする。
- ② 「被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能」に係る基準は、内閣府令第7条の規定並びに運用細則及び登録申請要領に定めることが、客観的な書類により確認できることとする。

ウ) 法第33条の2第4項第2号イ及びロ

- ① 被災者援護協力業務を適切に行うための管理者(2号イ関係)

被災者支援に当たる地方公共団体等に開示できる連絡先が記載されていること。

- ② 業務方法書その他の文書(2号ロ関係)

被災者支援に当たる地方公共団体等に開示できる記載事項として、実施の体制、行おうとする被災者援護協力業務、行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資の運用、被災者

援護協力業務に従事する技術者の氏名及び略歴、並びに、情報セキュリティ・個人情報の取扱に関する方針等が記載されていること。

エ) 法第 33 条の 2 第 4 項 3 号関係

「被災者援護協力業務の実績が相当程度あること」にかかる基準は、以下のいずれかを満たすことが、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示できる客観的な書類により確認できることとする。

- ① 申請団体が、国の機関又は地方公共団体と協力して被災者援護を行った実績を証する書面（委託事業の契約書又は報告書、補助事業の報告書又は協定書の写し等）
- ② 国又は地方公共団体以外の者が行う補助事業の採択を受けて行った実績を証する書面
- ③ 申請団体が自ら行った被災者援護を行った実績であって、地方公共団体と調整して実施したことを証する書面
- ④ その他、内閣府が有識者に意見を聞いた上で、実績が相当程度あると認める基準を満たす書面

（拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示）

第 7

1. 内閣府（防災担当）が、申請書の受理を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定によりその理由を提示するものとする。

（申請書の添付資料が備えるべき記載内容）

第 8

内閣府令第 4 条に定める申請書の添付書類が備えるべき記載内容は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）が別に定める運用細則及び登録申請要領で定める。

（登録簿等の公表等の情報の取扱）

第 9

1. 登録簿は、法第 33 条の 2 第 5 項に規定された事項を掲載し、当該記載事項は公表される。
2. 本制度は、登録団体の情報について、一般への公表、被災者支援に当たる地方公共団体等への情報共有を通じて関係者の連携促進を図る趣旨であり、また、内閣府令第 10 条第 6 項に「被災者援護協力団体は、国、地方公共団体等と必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら業務に従事すること」とされていることを踏まえ、申請団体が、登録簿、申請書及び添付資料に記載されている登録団体の情報は、原則として被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。
3. 登録簿、申請書及び添付資料に記載されている登録団体の情報並びに登録団体に関する地方公共団体から提供された情報は、データベースとして記録し、申請団体の同意を前提に、一般への公表を行う。
4. 個々の申請書添付資料の公表の同意の扱いについては、運用細則及び登録申請要領で定める。

(被災者援護協力団体の都道府県知事等による救助への協力)

第 10

災害救助法第 8 条第 2 項に規定する協力命令にあつては、登録被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があるため、都道府県知事が協力命令を発出する前に、登録団体と適切な業務の連携を図り、業務委託等、命令によらない協力の要請の在り方を検討し、真にやむを得ない場合に命令を発出することを検討する必要がある。

これを踏まえて、災害救助法第 8 条第 3 項の規定による通知があつた場合、内閣府（防災担当）は、登録団体が都道府県知事の協力命令に従わなかったことについて正当な理由がなかったかどうか等について確認する。通知された事項の確認方法は運用細則に定める。

(登録被災者援護協力団体である旨の表示)

第 11

内閣府令第 10 条第 5 号に基づき、登録被災者援護協力団体は、災害時における被災者援護協力業務の実施に際しては、登録団体でないものと区別するため、内閣府が提供する腕章その他の方法により、登録被災者援護協力団体である旨を表示することとする。表示の方法は運用細則に定める。

(秘密保持義務)

第 12

1. 内閣府（防災担当）は、登録被災者援護協力団体に対して、第 90 条の 4 第 1 項に基づく被災者台帳に関する情報の提供における秘密保持義務のほかに、法第 33 条の 6 の規定に基づく秘密保持義務があることを、申請時に申請団体に伝え、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らさない旨を、業務方法書に記載させるものとする。
2. 内閣府（防災担当）は、申請書に添付された業務方法書に被災者援護協力業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らさない旨が記載されていることを確認する。

(登録の変更、業務の休廃止)

第 13

内閣府（防災担当）は、登録被災者援護協力団体から、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止した旨の届出を受理したときは、データベースにその旨を記録する。また、廃止の届出を受理したときは、登録簿から記録を削除する。

(改善命令)

第 14

1. 内閣府（防災担当）は、登録被災者援護協力団体が、登録要件や被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令第 10 条で定める被災者援護協力業務の実施基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行っていないと認めるときは、登録被災者援護協力団体に対し、当該事情を聞くとともに、必要に応じて、被災者援護協力業務を改善するよう、指導又は助言する。

2. 内閣府（防災担当）は、被災者援護協力団体の登録に当たっては、当該団体の役職員が、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのないよう、教育・訓練の実施状況を考慮するとともに、登録被災者援護協力団体の業務状況を把握し、必要に応じ改善を求める。

3. 内閣府（防災担当）は、役職員に暴力、ハラスメントその他不適切な行為があったことを把握した場合や、役職員又はこれらの職にあった者が秘密保持義務に違反した場合には、当該団体に対し、速やかに改善するよう、指導を行う。

4. 内閣府（防災担当）は、登録被災者援護協力団体が、当該指導又は助言に従わない場合にあっては、法第 33 条の 8 の規定に基づく改善命令を措置する。

（登録の取消）

第 15

法第 33 条の 9 の規定に基づき、内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が以下のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができることとされている。

①登録の欠格要件に該当するに至ったとき。

②登録の変更・休止の届出をしていなかったとき。

③改善命令に違反したとき。

④不正の手段により登録を受けたとき。

⑤内閣総理大臣による求めに応じず、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

⑥災害救助法第 8 条第 3 項の規定による通知があった場合において、正当な理由がなく、同法による救助に関する業務に協力していないと認めるとき。

（報告または資料の提出）

第 16

1. 内閣府（防災担当）は、被災者援護協力業務の適切な運営を確保するために必要な限度において、登録被災者援護協力団体に対し、登録被災者援護協力団体の被災地での活動を把握するため、法第 33 条の 10 に基づき、その業務の状況に関し報告又は資料を求めるものとする。

2. 報告又は資料の提出を受ける際には、原則として被災者支援に当たる地方公共団体等の開示する旨を伝えるものとし、報告された情報や提出された資料は被災者支援団体等データベースに記録するものとする。

3. 登録団体に求める報告又は資料の提出の依頼にかかる事務は、運用細則に定める。

（事務取扱要領の適切な運用、官民連携の促進及び不適切な行為等の予防）

第 17

内閣府（防災担当）は、登録団体の行う被災者援護協力業務に関して、次に掲げる方法により、事務取扱要領を適切に運用し、平時及び災害発生時の官民連携を促進し、また、災害発生時の不適切な行為等の予防に努めるものとする。

- ① データベースの情報を活用し、関係行政機関、災害対策基本法に基づく指定公共機関、災害中間支援組織、災害ボランティアセンター、登録被災者援護協力団体及び登録されていない被災者支援に係わる団体と、平時から官民連携・民民連携を促進する。
- ② 登録被災者援護協力団体の協力の下、データベースの情報について、最新となるよう情報の更新に努め、関係者と、必要な情報の共有ができるよう備える。
- ③ 有識者の意見を聞き、被災地の実情に合った登録制度の運用が図られるよう努める。
- ④ 登録被災者援護協力団体その他の関係団体・関係機関等に対して、登録制度は、被災地で支援に当たる団体の活動の自主性を尊重するものであり、登録しない団体に制限がかかるものではなく、また、登録されたことだけを理由に特別な認可や権限を付与するものではない旨について、助言する。
- ⑤ 被災者の支援に際しては、被災者援護協力団体として登録しない団体とも連携をとるよう努めるとともに、地方公共団体等に対してもその旨周知する。
- ⑥ 東日本大震災等で障害者団体が被災障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、障害者団体を共生社会の構成員として連携に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）との整合性を確保し、心身に障害があることをもって一律に欠格とすることのないよう適切な制度運用を図る。
- ⑦ 登録被災者援護協力団体に対しては、被災者援護協力業務が被災地に寄り添ったものとなるよう被災者支援に当たる地方公共団体等との連携をお願いするとともに、被災現場では、厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることに鑑み、災害対策基本法等の関連法規に抵触する取組みにならないよう、また、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのないよう、被災地への特段の配慮をお願いするものとする。

登録被災者援護協力団体登録簿

登録年月日			
登録番号			
登録団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名			
被災者援護協力業務を行おうとする地域		主な活動都道府県	
行おうとする被災者援護協力業務の種類	避難所の運営	☐	詳細は業務方法書に記載 左欄に ☒
	炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給	☐	
	被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与	☐	
	被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去	☐	
	被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言	☐	
	ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整	☐	
	その他被災者の援護を図るために必要な協力の業務	上欄以外で国及び地方公共団体と連携して行おうとする被災者の援護を図るために必要な協力業務を記載	
過去に実施した被災者援護協力業務	協力した国の機関名又は地方公共団体名		詳細は業務実績確認書に記載
	実施時期		

（＊）登録簿に添付される書類

業務方法書、業務実績確認書、その他登録を受けた団体が被災者援護協力業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

（＊）登録簿をインターネットの利用その他の方法で公表する際は本標準様式を参酌して行うこと。